

令和6年度石川県立学校実習助手（農業・工業）採用候補者選考試験 実施案内

石川県教育委員会

1 目的

石川県立学校の実習助手（高等学校及び特別支援学校の実験又は実習について、教諭の職務を助ける）を志願する者について、その採用に当たっての選考資料を得ることを目的とします。

2 受験資格

次の(1)(2)の条件を全て満たす者とします。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者
- (2) 昭和39年4月2日以降に生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者（令和6年3月卒業見込みの者を含む）

3 採用分野及び採用見込数、主な職務内容

採用分野	採用見込数	主な職務内容
農業	若干名	高等学校等において、農業に関する実習（作物、園芸、食品製造、環境設計、造園等）について、教諭の職務を助ける。
工業	若干名	高等学校等において、工業に関する実習（機械、電気、電子情報、土木、建築、材料化学等）について、教諭の職務を助ける。

4 有していることが望ましい知識、技術、取得資格の例

採用分野	有していることが望ましい知識、技術、取得資格の例
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関する基礎的な知識と技術 ・取得資格の例 2級技能士，大型特殊自動車免許，食品衛生管理者，1・2級造園施工管理技士，農薬管理指導士，一般毒物劇物取扱者 など
工業	<ul style="list-style-type: none"> ・工業に関する基礎的な知識と技術 ・取得資格の例 2級技能士，第1・2種電気工事士，2級建築士，測量士，測量士補，1・2級土木施工管理技士 など

5 試験期日及び試験会場

試験区分	試験期日	試験会場
筆記試験・適性検査・面接試験	令和5年10月1日（日）	石川県立金沢西高等学校

6 試験の内容等

試験区分	内容等
筆記試験	<ul style="list-style-type: none"> 総合教養 ・一般教養及び、農業又は工業に関する基礎的な知識を問う。 作文 ・実習助手としての意欲，適性等をみる。
面接試験	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面接において、農業又は工業に関する基礎的な知識，実習助手としての意欲，適性等をみる。

7 試験の日程

試験日	9:00	9:30	9:40	11:10	11:30	12:00	13:00～
10月1日（日）	受付	諸注意等	筆記試験	休憩	適性検査	昼食	面接試験

8 出願手続

インターネットによる電子申請で志願書を入力し、その他必要書類等を郵送または持参してください。

- (注) ・出願に要する書類等に偽り等があった場合は、採用を取り消すことがあります。
・提出された書類等は、返却しません。

(1) 出願に要する書類等

ア 石川県立学校実習助手（農業・工業）採用候補者選考試験志願書（電子申請により提出）

(注) ・志願書入力上の注意に従い、入力もれのないようにしてください。

- ・身体の都合で試験実施上配慮の必要なことがあれば、志願書の該当欄に具体的に入力してください。

イ 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書（3か月以内のもの）

(注) ・卒業証明書に記載された氏名と本人の氏名が異なる者は、これを証明する公的機関の証明書（戸籍抄本等）を1通提出してください。

ウ 連絡用封筒（長形3号：235mm×120mm）1枚

(注) ・選考結果通知書等を簡易書留で郵送するので、あて先及び郵便番号を明記し、404円分の切手を貼ってください。

(2) 申請方法

- ① 「石川県公立学校教員募集<令和6年度採用>」ホームページ (<https://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/kyousyoku/index.html>) の「実習助手(農業・工業)募集」から、石川県電子申請システム「令和6年度石川県立学校実習助手（農業・工業）採用候補者選考試験電子申請」にアクセスし、指示に従い志願書に必要事項を入力し、申請してください。

期 間：令和5年8月16日（水）9時から令和5年9月1日（金）17時までに申請が完了したものを有効とします。

- (注) ・出願に関する受理及び連絡事項について、電子メールで連絡しますので、各自のメールアドレスが必要です。
・画像ファイルによる顔写真の登録が必要です。
・使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

- ② 上記(1)出願に要する書類等のうち、イ及びウについて、郵送または持参により提出してください。

期 間：令和5年8月16日（水）から令和5年9月4日（月）まで

（持参する場合は、月曜日から金曜日の9時～18時、郵送の場合は、9月4日（月）までの消印があれば受け付けます。）

提出先：〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県教育委員会事務局教職員課

(注) ・出願する場合は、封筒の表に、『実習助手』と朱書してください。

- ・提出書類の不備又は必要事項の記載もれがあった場合は、受け付けないことがあります。

(3) 受験票の交付

9月19日（火）以降に、石川県電子申請システムにより受験票が交付されます。各自でダウンロードし、プリントアウトしたものを、試験当日に持参してください。

9 試験当日の携行品

試験当日の携行品は、次のとおりです。

- | |
|--|
| <p>① 受験票
② 筆記用具
③ 黒色の0.5mmのボールペン（水性・油性のどちらでも可）
④ 外履きを入れる袋及び内履き</p> |
|--|

10 選考及び選考結果等

(1) 選考について

選考に当たっては、実習助手としての資質をバランスよく備えている者を採用するため、知識の量のみにとらわれず、公務員としての使命感、豊かな体験に裏打ちされた指導力などの人物評価を重視し、総合的な視点に立って判定を行います。

(2) 選考結果の通知

令和5年10月27日（金）に選考結果通知書を本人あて発送します。また、同日午後3時から、採用候補者を次の方法で発表します。

- ・受験番号を石川県教育委員会ホームページに掲載

11 給与等の待遇

(1) 初任給

2023（令和5）年4月現在では、高校卒の初任給は164,800円、短大卒の初任給は182,200円、大学卒の初任給は204,100円です。なお、学歴、職歴などに応じて所定の額が加算されます。

初任給及び加算額は、人事委員会勧告に基づき改定されることがあります。

- (2) 昇給
原則として毎年1回行われます。
- (3) 諸手当
期末手当，勤勉手当，扶養手当，通勤手当，義務教育等教員特別手当等が，それぞれの支給条件に応じて支給されます。

12 その他

- (1) 試験会場及び試験会場までの交通機関

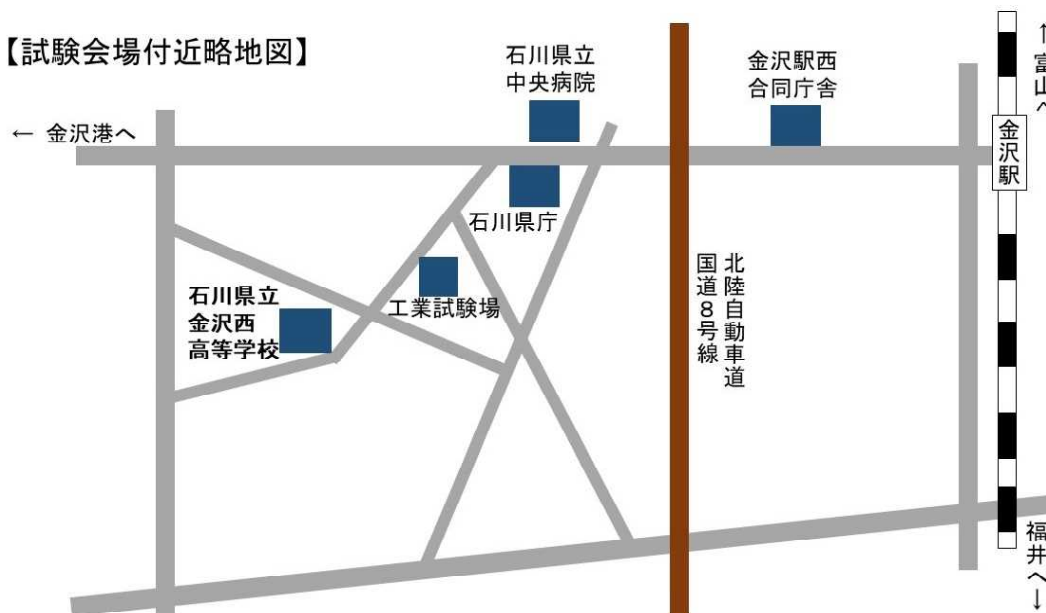
試験会場及び電話番号	所在地及び交通機関
石川県立金沢西高等学校 TEL (076) 268-4321	金沢市畝田東3丁目526番地
	北鉄バス「金沢西高校前」下車徒歩約2分 「県庁前」下車徒歩約10分

- (注) ・自動車での来場を禁じます。
・試験会場の教室には時計がありませんので，各自準備してください。
・試験会場内での携帯電話等の通信機器や，通信機能を備えた時計の使用は固く禁じます。

- (2) 出願及び受験についての問合せ先は，次のとおりです。

〒 920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県教育委員会事務局教職員課
電話 (076) 225-1823 (直通)

【試験会場付近略地図】



令和6年度石川県立学校実習助手（農業・工業）採用候補者選考試験志願書

<入力上の注意>

- 1 受験分野は、いずれか1つを選択すること。
- 2 志願書の年齢は、令和6年4月1日現在の満年齢を入力すること。
- 3 学歴は、短大・大学・大学院・専攻科について、該当するものを順に入力すること。また、該当者は、免許状取得のための通信教育校も入力すること。
- 4 経歴は、留学等を含めて無職であった期間についても、その旨を入力すること。また、正規採用職（社員）と臨時的任用職（社員）の別がわかるように入力すること。
- 5 「賞罰」、「身体の都合で受験に際して必要な配慮」は、「有・無」を選択し、「有」の場合、その内容も入力すること。
（「罰」については、罰金刑以上の刑事罰及び懲戒処分について、判決確定年月日等又は処分年月日と内容を入力）
- 6 活動歴及びその実績は、所属した生徒会、部活動、サークル、ボランティア等の名称や、そこでの役割、及び大会、コンクール等での顕著な実績等を入力すること。
- 7 免許・特技・資格は、技能（2級技能士（機械加工）、第1種電気工事士、2級造園施工管理技士、第1種情報処理技術者試験合格など）、教育職員免許状（高1工業など）、スポーツ（剣道初段など）、資格（社会教育主事、学芸員など）、所有免許（大型特殊自動車運転免許など）等を入力すること。
- 8 「石川県の実習助手を目指すあなたの思い」の記述は、枠内に収めること。
- 9 誓約文は、地方公務員法第16条各号及び学校教育法第9条各号に該当しないか、必ず確認し、チェックすること。

<参考>

地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者※
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※「その執行を受けることがなくなるまでの者」とは、執行猶予中の者のことを言います。

学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者